

宮崎県農政審議会条例

昭和37年4月1日
条例第10号

(目的)

第1条 農業施策の総合的確立を図るため、知事の諮問に応じ、県農政の基本方針、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に関連する施策その他知事が必要と認める事項を調査審議する機関として、宮崎県農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会)

第2条 審議会は、審議員20人以内で組織する。

2 審議員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業関係団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 審議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議員は再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、審議員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する審議員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、審議員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した審議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特定の事項を審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき審議員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する審議員がこれに当たる。

4 部会は、部会長が必要に応じ、会長にはかけて招集する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。部会長に事故があるときは、部会に属する審議員のうちからあらかじめ部会長の指名した者が、その職務を代理する。

6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者、農業関係団体の職員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(幹 事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて会務に従事する。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は、農政水産部において処理する。

(雑 則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮崎県農山漁村振興対策審議会条例等の廃止)

- 2 宮崎県農山漁村振興対策審議会条例（昭和31年8月宮崎県条例第27号）及び宮崎県牛乳取引調定審議会条例（昭和34年10月宮崎県条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和38年10月14日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年10月27日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月21日条例第23号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和46年8月規則第30号で、同46年8月7日から施行）

附 則（昭和46年7月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。